「千葉県情報公開条例の改正（案）」に対する意見と県の考え方

千葉県総務部審査情報課

１　パブリックコメント実施期間　　令和元年９月６日（金）～１０月５日（土）

２　意見提出者数（意見の延べ件数）　　１人（４件）

３　提出された意見の概要と県の考え方

※提出された意見について、趣旨を損なわない範囲で要約させていただきました。

　複数の理由から意見が述べられている場合は、意見の概要を分けて掲載しています。

御意見の概要	県の考え方
(1)開示請求権の改正について	
情報公開の理念から、開示請求権を「何人も」に改正することは大いに賛成する。	
(2)開示決定期限の改正について	
開示決定期限を現行３０日から短縮することについては大いに賛成するが、１５日よりもさらに短くすべきではないか。	現行の開示決定期限については、旧千葉県公文書公開条例において１５日であったものを、現行条例制定当時に年４万文書を超える開示請求があり、他の業務等への影響等を踏まえ、３０日と改正したものですが、今回の改正は、当時の４分の１程度にまで請求件数が減少した現在において、他の都道府県に比べて特殊な状況があるとはいえないことから、以前の１５日に戻す改正を行うものです。 　また、他の都道府県の大半が１５日と定めている現状を踏まえても、今回の改正は妥当なものと考えております。 　今後も、一層の情報公開制度の適正な運用に努め、迅速に対応してまいります。
(3)延長期間の改正について	
延長期間について、現行の３０日を４５日にすることには反対である。	大量請求の場合等、決定するまでに時間を要する事例が存在することから、適切な決定を行うためには、延長期間を含めた開示決定期限については、現行の６０日を確保する必要があるものと考えております。
(4)その他	
条例第１４条の規定する開示決定等の期限の特例を廃止すべきである。	条例第１４条は、延長期間を含めた開示決定期限では到底対応できないような著

	しく大量な行政文書の開示請求があった場合についての開示決定等の期限の特例を定めたものであり、開示請求の処理と他の事務又は事業の遂行との適切な調和を図る上で必要な規定であると認識しております。